

川崎市区民サービス部長会議設置要綱

制定 平成17年4月12日

最近改正 平成28年4月1日（平成28年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 区役所における行政サービスを中心的に担う部署の責任者である各区区民サービス部長相互の連絡調整を行うとともに、便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供の実現に向けて協議するため、区民サービス部長会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）区役所サービス向上指針に関する事。
- （2）区役所サービスの改善に関する事。
- （3）区役所サービスに係る制度、システムの調整に関する事。
- （4）その他、区役所サービスに係る必要な事項に関する事。

（構成）

第3条 会議は、市民文化局コミュニティ推進部長（以下「コミュニティ推進部長」という。）、各区区民サービス部長及び市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長（以下「区政推進課長」という。）をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、コミュニティ推進部長が主宰する。ただし、コミュニティ推進部長に事故あるときは、区政推進課長が会議の進行を行うことができるものとする。

- 2 会議は、必要に応じてコミュニティ推進部長が招集する。
- 3 コミュニティ推進部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第5条 会議は、必要に応じ関係職員で構成するワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、コミュニティ推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。